

第1回 甲斐市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年10月8日（金）午後1時55分～3時25分
- 2 開催場所 甲斐市役所竜王庁舎3階大会議室
- 3 出席者（敬称略）
出席委員 大野光明、上條醇、菊原賢一、田中陽子、田辺泰明、中村直明、
中村己喜雄、田村玲子、藤森一浩、前橋圭
※欠席者なし
※菊原賢一委員については、所用により途中退席
甲斐市 保坂市長
（事務局）石合雅史総務部長、小林一三人事課長、早川要子給与係長、
清水一博副主幹

（午後1時55分開会）

1 開会

2 任命書の交付

- ・保坂市長から委員それぞれに任命書を交付。

3 市長あいさつ

【市長】

皆様こんにちは。本日はお忙しい時間帯にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろより市政に深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さきほど、皆様方を甲斐市特別職報酬等審議会委員に任命させていただきました。

本審議会は、市議会議員報酬及び市長・副市長・教育長の給料の額について、市民から幅広く意見を聴くことを目的として、条例に基づき設置されています。

このたびの審議会は、平成30年1月に、自治会連合会からの議員定数削減及び議員報酬の増額等に関する要望書の提出を受けて設置された市議会改革特別委員会において、本審議会に判断を委ねることが妥当であるとの報告書が取りまとめられたことで、本年8月4日、市議会議長からの要請を受け、開催するものです。

私をはじめとした特別職の給料や議員報酬は、一般職と異なり、市民の意見が反映される仕組みが必要なことから、本審議会の担う役割は大変重要なものと認識しております。

平成18年度以降、2回目の開催ということで、長らく審議されておられませんので、委員の皆様方におかれましては、専門的な知見や市民目線での現状の中でのご意見をいただければと思いますが、また、現在のコロナ禍における社会情勢等を考慮していただくなかで、忌憚のないご意見をいただき、審議会の趣旨に則り進めていただければと考えております。

また、コロナの状況につきましては、ここ10日ほど、2週間ほど前ですかね、市内にクラ

スターが発生して小学生や中学生が陽性になったところであり、ここ1週間くらいからは減っており、このところ少ない状況になって落ちついてきております。山梨県全体でも数人ということになり状況は良くなっています。これからも注意しながら、私どもも務めてまいりたいと思います。甲斐市では明日から中学3年生以上の接種をする準備を整えているところでもあります。ご心配をおかけしますがそういった時期でもあるなか、ご協力を賜りありがとうございます。よろしくお願いいたします。

4 出席者紹介

- ・委員及び事務局職員から自己紹介。

5 会長、職務代理者の選任

・甲斐市特別職報酬等審議会条例（以下、審議会条例という）第4条第1項に基づき、委員の互選により上條委員を会長に選任。職務代理者には、審議会条例第4条第3項に基づき上條委員から田中委員を指名。これにより、会長には上條醇委員、職務代理者には田中陽子委員が選任された。

6 諮問

- ・保坂市長から上條会長に諮問書の受渡しを行う。

【市長】

甲斐市特別職の報酬等の額について、甲斐市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問します。諮問事項、市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて貴審議会の意見を求める。以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ・保坂市長は、次の公務のためここで退席。

7 議事

【会長】

議事進行役を務めさせていただきます。限られた時間で、中身の濃い議論ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、発言される方は挙手をされた後にお名前をおっしゃってから、発言をお願いします。

議題1「甲斐市特別職報酬等審議会について」

【会長】

最初に、「(1) 会議の公開・非公開の決定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料の1ページをお願いします。会議の公開・非公開の決定について、甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針第5の規定により、審議会の会議は、原則として公開するものとしています。

ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる

場合は、審議会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができるとされています。

なお、議事録については発信者を特定しない形で公表する予定ですが、この会議の公開・非公開について委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

【会長】

皆さんそれぞれからご意見をお聞きしたいところですが、私としては、この審議会の審議事項の特殊性等を鑑み、委員の皆さんが自由に公正かつ円滑にそれぞれの意見をおっしゃっていただくには、会議は非公開にした方がいいのではないかと考えております。

なお、会議録については、個人名が特定されない形で公表されるとのことですが、皆さんいかがでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。

(特に意見なし)

意見がないようですので、当審議会の会議はそのとおりとさせていただきたいと思います。続いて、資料1の(2)審議会の概要について、以降の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

続きまして、(2)審議会の概要について説明をさせていただきます。資料1ページの(2)をご覧ください。

審議会の内容、役割としては、審議会条例に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額等について、市長の諮問に応じ審議を行うこととされています。

次に、審議会の基本的な流れとしては、

- ① 審議会を開催し、先ほど市長から会長へ諮問致しました。お手元に諮問書の写しをお渡ししております。
- ② 審議会において審議を行い、改定もしくは据置きの方角性を決定する。
改定する場合は、その額及び改定時期等を意見集約し答申(案)を作成する。
改定しない場合も、意見集約し、その内容に基づき答申(案)を作成する。
- ③ 審議結果に基づき市長へ答申。

改定する答申となった場合は、答申後、実施の有無を事務局において検討する。実施する場合は、12月市議会へ条例改正案を提出するという流れになります。

続いて、特別職の報酬等及び一般職の考え方ですが、特別職とは、国又は地方公務員のうち、地方公務員法が適用される我々一般職の職員に対し、法律上一般の公務員と異なる特別の取扱いを受ける公務員のことです。例としては、知事、市町村長、県議会議員、市議会議員等です。

特別職の報酬等については、地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を、市長、副市長、教育長等に対し、給料を支給しなければならない。

また、これらの者に対し、地方公共団体は、条例に基づかずには、いかなる給与も支給することができないこととされ、根拠として地方自治法と甲斐市の条例に基づき定めているところでは、

これらに関し、国の参考基準というのが定められています。次のページをめくっていただきますと、特別職の報酬等について、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定に当たっては、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があると認められるので、特別職報酬等審議会を設置することが示されており、本日の審議会がこれにあ

たります。

特別職の職員の給与については、特別職報酬等審議会委員の選任において、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏することのないよう配慮することとされております。こうした規定に基づき、今回の公募等により委員選考を行ったものです。

三つ目の特別職の報酬等については、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはその性格が異なっていることが示されています。

それに対して、一般職の給与については、情勢適応の原則として地方公共団体は、法律に基づいて定められた給与等が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないこととされています。

次に、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準として、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと定められています。

給料表に関する報告及び勧告として、本市においても国及び山梨県の人事委員会の勧告に準じて社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保に努めているところです。

続いて、(3) 3 ページをご覧くださいと思います。審議会を開催するまでの経緯です。

冒頭、市長からも話がありましたが平成 30 年 1 月 10 日に甲斐市自治会連合会から甲斐市議会議長へ「甲斐市議会議員の定数等の見直しについて」要望書が提出されました。写しを 4 ページに添付しておりますが、要旨として、議員定数は他市に先駆けての少数精鋭化を検討し、議員定数減による議員各位の責任・負担の増加、また各年代層の市政参加促進を見据えての議員報酬の増額改定なども同時に検討すべきである、という要望です。

それに続き、平成 30 年 2 月 9 日甲斐市自治会連合会から甲斐市長に対し、「甲斐市議会議員の定数見直しについて」要望書が提出されました。これも 5 ページに要望書の写しを添付しております。

要望書の要旨は、平成 30 年 4 月執行の市議会議員選挙の改選後、速やかに専門委員会を立ち上げ 1 年程度を目途に議員定数の削減に関する条例改正等に至るよう市から議会への働きかけを要望するという内容です。

そうした要望を受け、平成 30 年 6 月から令和元年 6 月にかけて、市議会として本市の適正な議員定数等を調査検討することを目的に、委員定数 9 人をもって組織する議会改革特別委員会が設置され、特別委員会の結論として、議員の定数については、現行の 22 人から 3 人削減し 19 人とする。議員報酬及び政務活動費の見直しについては、甲斐市特別職報酬等審議会に委ねる、という結論にまとめられています。

令和元年 6 月に、甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正案を 6 月市議会に提出し可決され、令和 4 年 4 月の甲斐市議会議員一般選挙から施行されることになっています。

今年の 8 月 4 日に甲斐市議会議長から甲斐市長へ「甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討について(要請)」が提出され、これも写しが 6 ページにあります。要請の要旨として、現在、全国的に、議会議員選挙を実施しても、無投票あるいは定員割れという状況が発生しており、住民自治の根幹としての議会の果たす役割が危惧されている、新型コロナウイルス感染症に

より、非常に厳しい時期ではあるが、今後、幅広い層の方が甲斐市議会議員として活躍できる場を提供できるよう、令和元年7月に提出した「甲斐市議会議員定数及び議員報酬等に関する調査検討報告書」の結果等を考慮の上、審議会を開催し、議論していただくよう要請するという要請書の内容を受けて、本日の審議会を開催するに至ったところです。以上です。

【会長】

ありがとうございました。今の説明について意見を伺う前に質問がありましたらお願いします。ないようでしたら、次に進みたいと思います。

議題2「特別職の報酬等について」

【会長】

それでは、「特別職の報酬等について」を議題といたします。

まず、事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

先ほどは、審議会を開催するまでの経過報告ということで説明をさせていただきました。これから本題に入るわけですが、資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。7ページの上の方からご覧いただきたいと思います。

2 特別職の報酬等について、特別職報酬等の現行額は、議長月額 400,000 円、副議長 360,000 円、一般の議員は 350,000 円。年額として、単純計算で支給される期末手当も加えると議長 6,456,000 円、副議長 5,810,400 円、一般の議員は 5,649,000 円。政務活動費は、会派又は議員に対して支給されるもので、議員一人あたり月 10,000 円です。

市長・副市長・教育長につきましては、給料の月額が市長 750,000 円、年額 12,960,000 円、副市長 630,000 円、年額 10,886,400 円、教育長 560,000 円、年額 9,676,800 円という状況です。

次に報酬等の改定状況です。甲斐市合併後、平成 18 年に一度だけ改定が行われています。

議員報酬は、甲斐市合併時から平成 18 年 9 月末まで、議長が 340,000 円、平成 18 年 10 月 1 日以降、400,000 円、副議長は 300,000 円から 360,000 円。一般議員は、250,000 円から 350,000 円、政務活動費については、平成 18 年 10 月 1 日の報酬改定時から支給されています。

次に、議員定数の変遷ですが、平成 16 年 9 月には、旧町議会の議員定数を合算した 54 人でスタートし、その後、平成 18 年 5 月の改選時に合併協議会で協議された法定数上限 30 人より 2 人少ない 28 人に定数が削減された経緯があります。平成 22 年 5 月の改選時にさらに 6 人削減して現在の議員定数 22 人となっています。

市長・副市長・教育長の給料改定状況ですが、これも議員と同じ平成 18 年 10 月 1 日から改定され、市長は 740,000 円から 750,000 円、副市長は 620,000 円から 630,000 円、教育長は 550,000 円から 560,000 円です。

次に 8 ページをお開きいただきたいと思います。

一般職の状況は、令和 3 年 4 月 1 日現在、一般行政職の平均年齢は 41.3 歳、平均給料月額 は 307,700 円、職員の最高月額は 433,100 円。技能労務職は 55.0 歳、平均給料月額 281,700 円、最高月額は 302,000 円、看護保健職は 40.5 歳、平均給料月額は 305,600 円、職員の最高月額は 377,900 円という状況です。

人事院勧告の実施状況は、過去 10 年間について載せております。平成 24 年と平成 25 年は、震災の影響で勧告がなされていないという経緯がございます。平成 26 年から令和元年までは、毎年ベースアップが行われています。令和 2 年と 3 年はコロナ禍の影響により、月例給は据置き、特別給は令和 2 年が 4.5 月から 0.05 月引き下げ、令和 3 年はさらに 0.15 月の引下げが見込まれている状況です。

次に、ラスパイレス指数です。

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員（一般行政職）の給料月額を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものであります。

令和 2 年 4 月 1 日現在が最新の指数で、県内市の平均を下回っている状況です。県職員と比較しても低い状況です。

次に、9 ページですが、他の自治体との比較はどんな状況になっているかを示しています。県内 13 市の中で、人口、面積、職員数、主要財政指標などの状況を比較した表で、表の下の方に主要財政指標の用語の解説を掲載しています。財政力指数など難しいかと思いますが、ページの下の方に注釈を設けてございます。これは自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合のことで、この値が 1 に近づくほど財政力が高いことを示しています。

あと、経常収支比率は、経常的に歳入される市税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合のことで、この比率が低いほど、財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。

県内での立ち位置はこんな状況であるということを踏まえて、10・11 ページで議員報酬等の比較をご覧いただきたいと思えます。

議長は、トップの甲府市に続いて、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市と同額の 40 万円、副議長は、甲府市をトップに、富士吉田市、笛吹市と続き、甲斐市は南アルプス市と同額となっています。

また、一般の議員は副議長と同様の状況となっています。

11 ページをご覧いただいて、市長等の状況ですが、市長は県内で一番低い金額となっています。副市長は、8 番目、教育長は 10 番目という状況です。

12・13 ページに進ませていただいて、県外の類似団体の状況です。類似団体というのは、行政機能の相違を踏まえつつ、市町村の態様を決定する要素のうちで、最もその度合いが強く、容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、総務省が指定都市や一般市などごとに団体を分別したものです。

本市は一般市のⅡ類、産業構造 3 型に属しており、令和 2 年 4 月 1 日時点で類似団体は 84 あります。そのうち、人口規模、面積、職員数が本市に近い市を 40 市抽出し、比較することとしました。

参考までにⅠ類は人口 50,000 人以内、Ⅱ類は 50,000～100,000 人未満、Ⅲ類は 100,000～150,000 人未満、Ⅳ類は 150,000 人以上。3 型というのは、就業人口総数に占めるⅡ次産業、Ⅲ次産業の就業人口が 90%以上であり、かつ三次産業の就業人口が 65%以上という状況です。その中で、甲斐市はⅡ類、3 型に分類されています。

12 ページは北から南の順番に並べてあります。14・15 ページは、県内と同じように立ち位

置を示しています。84 から 40 に絞ったなかで、議長は 39 番目、副議長は 38 番目、一般の議員は 33 番目です。市長は 34 番目、副市長、教育長については 40 番目という状況です。

次は議会の活動状況について、16・17 ページをご覧くださいと思います。議会の仕事としては、市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっています。市政を進めるうえで重要な事項は市議会の議決により決定されます。その中で主なものを説明します。

議決は、議会の最も基本的な仕事で、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、1 億 5,000 万円以上の工事などの契約を締結、財産取得や処分など市の重要な問題について決定いたします。

選挙は、議会の中で議長、副議長の選出、選挙管理委員、一部事務組合議員などの選挙を行います。

同意として、副市長、教育委員、監査委員などを市長が選任する場合、議会の同意が必要となります。

検査、監査の請求は、市の事務などについて検査したり、監査委員に対し監査を請求するよう求めることができます。

意見書・要望書の提出として、市民の生活に関わる身近な問題など、国や県などの関係行政機関へ意見書・要望書を提出することもあります。

議会の定例会は、年 4 回、定期的に開かれる会議で甲斐市は 3 月、6 月、9 月、12 月に開催しております。

臨時会は、定例会のほかに必要に応じて臨時会が開催され、特定の事件に限って審議するため、随時招集されます。

議案には市長が提出するもの、また議員の発議により提出されるものがあります。

本会議とは、全議員が議場に集まり、議案などを審査の上、議会の最終意思を決定する最も重要な会議で、市長が招集します。

また、本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は年 4 回開催され、臨時会は必要に応じて開催されます。本会議は、議員定数の半数以上の議員の出席が必要で、意思決定は出席議員の過半数が必要となります。

17 ページの右側にございますが、委員会とは、市の仕事は幅広く複雑なため、市議会には専門的・効率的に審査が行えるよう、4 つの常任委員会があります。総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会及び議会広報常任委員会が設置されています。さらに、これらの常設の委員会とは別に必要に応じて設置される特別委員会があります。

甲斐市議会議員の活動状況で、令和 2 年（令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の状況です。

本会議の開催日数は、定例会は 4 回・21 日間の開催、臨時会は 5 回・6 日間の開催がありました。

委員会は、総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会の 3 つの常任委員会がそれぞれ 13 日、特別委員会として予算特別委員会が 5 日、決算特別委員会が 6 日、バイオマス産業都市構想特別委員会と山梨県緑化センター跡地活用特別委員会がそれぞれ 7 日間開催されました。

2 つ目の議案等の審議件数は、市長提出として、予算・条例の改廃等の審議の議案である一般議案が 100 件、和解や損害賠償額の決定など市から報告する報告議案が 7 件、専決処分の

承認議案 2 件、教育委員や監査委員、農業委員などの人事案件に係る同意議案 26 件、決算の認定議案 12 件、諮問議案 2 件で、議員提出は発議が 2 件、選 7 件、請願 1 件という状況でございます。

代表質問は毎年 12 月議会で行われ、会派の代表 7 人が質問をしております。

一般質問は各定例会に個人で 3 月議会 14 人、6 月議会 7 人、9 月議会 10 人、12 月議会 6 人が質問をしております。

その他の年間を通じた議員の活動内容としましては、広域議員活動、保育園・小中学校行事出席、会派内打ち合わせ、市主催事業、地区（自治会）対応など年間約 180 日の参加をしている状況とのことです。

このほかに、議長及び副議長の活動内容としまして、議長は毎日登庁し、決裁、来客対応、市・県・全国市議会議長会会議等への出席の他、各種行事等出席あいさつ等があります。

副議長は、イベント日程等が重複した場合、議長の代理で出席し、あいさつを行っている状況です。

政務活動費は、議会議員が調査・研究のため必要とする経費を地方自治法の規定に基づき、「甲斐市議会政務活動費の交付に関する条例」により交付されるものです。

交付の対象は、会派又は議員、交付額は議員一人あたり月額 1 万円。基準日（各月 1 日）に在職する議員に対し、半期ごとに交付し、精算時に残額が生じた場合は、返納することになっております。

また、政務活動費の交付を受けた議員は、領収書等の証拠書類を添えて、収支報告書を議長に提出しなければなりません。

主には、市の事務及び地方行財政等に関する調査研究に関する経費や研修会を開催するために必要な経費、また広聴・広報費として議員活動について市民に報告を要する経費、活動報告書の印刷代など、そういったものが対象となっております。

また、会議費とか資料購入費といった活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費が対象となっております。

19 ページには、令和 2 年度の収支報告がまとめられています。甲斐市には現在 7 つの会派があり、すべての議員がいずれかの会派に所属しています。

返納額が多いのは、昨年度は特にコロナ禍の影響で予定していた研修会の開催を中止したことで、活動経費に不用額が生じ返納し精算しています。政務活動費は、このように実際の活動に対して支給される性質ものとなっております。議会の活動は以上となります。

20 ページ以降は、参考資料として甲斐市の状況を示した資料、また、22、23 ページには地方自治法及び地方公務員法の抜粋を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ここから皆さんの意見をいろいろ伺っていきたいと思っております。

先ほど市長から手渡された諮問書にありましたとおり、この審議会の審議事項は、「市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて」意見を求められております。

先ほど事務局から説明がありましたが、その説明に対する質問も含め、皆さんから活発に忌憚のない意見を述べていただければと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

手元の資料4ページに私が（甲斐市自治会連合会の）副会長をしていた当時、平成30年に要望書を出した経緯があります。今、定数は22人から19人に減ると決まったようですが、その中に「議員報酬の増額改定なども」という要望をしたところでもあります。ですので、自治会の内部においても議員にもいろいろ意見をいただいたところで、正副会長とも話をした中で、特に議員の報酬額は今後、増額という要望をしたので、この審議会の中で議論していただきたい。

特に、議員の報酬を上げないと議員の成り手不足という問題も出てくるのではないかと思います。また、手元の資料の特別職の給料ですが、特に市長の給料は、ほぼ最低のランクではないかと思います。このへんも増額した方がいいのではないかと、というのが私の要望です。私も調べたところ、議員の報酬は、最高は横浜市の百十何万円ですね確か。コロナで厳しい財政ということはわかりますが、是非、その辺を要望したいと思います。

【委員】

私の家族は、今流行りの防護服を着てという職場に勤めています。毎日コロナにかかるのではないかと危険に身を置きながら通っています。でも、それに対して一銭ももらっていません。議員という立場は、みなさんによくなってもらいたい、みなさんに奉仕したい、みなさんの背中を押したい、そういう立場ではありませんか。私たちがこのように苦勞して自分の身がコロナに感染するかもという恐れの中で、一生懸命コロナの人を支えながらやっています。また、それに対して家族も洗濯に気を遣い、大変な日々を過ごしています。その中で、議員の人は自分の命に向き合ったことはありますか。隣の人が感染していても手当をしなければならない。また、その人に対して一生懸命世話をしなければならないという、そういう立場に立ったことはありますか。そういう人たちの苦勞というもの、日常というものを考えてください。

今、この立場として申し上げたくて一言いいますけれども、今この状況で上げるとかとても考えられません。私たちももらっておりません。毎日大変な思いをしながら夜勤もしながら、そして身を削る思いで毎日勤めております。それを考えてからものを言ってほしいと思います。

【委員】

今、医療関係の見方で意見がありましたが、私は商工関係の全般的な今の状況の中で考えることを意見させてもらいたいと思います。かつてないコロナ禍の中で中小特に小規模事業者は非常に苦勞しています。国・県・市からも補助金をもらっているが、身を削るような思いで商売をしている人がたくさんいます。明日の仕入れもできない。赤字を抱えてどうやって商売をやろうか、というのは多数の市内の小規模事業者の実態です。

慣例によるかは知りませんが、今までかつて経験したことのないコロナ禍で議員の報酬を上げるというのは、我々産業界でも非常に反対が出るのではないかと思います。

その中で、特別職の県内の一覧表を見ると、なるほど人口が2番目に多い市の市長が13番目、副市長、教育長もだいぶ安いところではあります。この人たちは、自分でいろいろ物申すわけにはいかないからこういう状況なのだと思いますが、これらの特別職については、私

はやむを得ない、甲斐市は上げるべきじゃないかなと思いますが、議員に関しては、来年上げる動きがあるようですが、私は小規模事業者の立場にたってみれば、この時期にはとても上げるべきではないと、いずれにしても平成19年に2割アップはしているわけですよね。議員さんは、そうは言っても1万円2万円の差ですから、現状維持の中で耐えて市民のために働いてもらいたいと、私は切にお願いするところです。

【委員】

私は当時、平成30年に自治会連合会で要望したということで話をさせてもらいました。それぞれの委員さんが言ったことも十分承知しているところです。小規模事業者は特に厳しく、市の税収も今後、厳しい状況になると思います。私が言ったのは、当時そういう要望が出た中でそういう話をしたところですのでご理解いただきたい。

【会長】

私の方から少し話をさせていただきたいと思います。

市長の給料が13市の中で最低というのを知ってびっくりしたのですが、甲斐市民として、市長はそんなに安いのに一生懸命やっていると誇りにするのか、あまりにも安くて恥ずかしいと考えるのか、両方の意見があると思います。

先ほどの意見にもありましたけれども、甲斐市は市ですよね。全国的に問題になっている町村、町村議会は議員さんに成り手がいない。選挙をやっても定数に足りなくてどうしようかという問題を多く抱えているようで、そこで議員の報酬も少し上げた方がいいのではないかという議論が出てきているように思います。

町村議会と市の議会を比較するのは少し乱暴かもしれませんが、そんなこともあります。更にいろんな要素があって、議員さんが普段、どのような活動をして市政にどのように貢献しているのか、というのがどうも市民にわかりづらいのではないかと、ということも挙げられるように思います。

従って、給与改定について何をもって判断するのかというのが、先ほど小林課長から話がありましたが、なかなか難しいですよ。で、更に今の経済状況だとか、多少、今コロナが下火になっていますけれども完全に心配がなくなったわけではありませぬので、そういった状況の中で、上げるべきではないという、当然そういう意見があっただけでしかるべきと思いますが、なお、資料が手元にいろいろあって精査をしていただいて、今日、最終的に結論を出せるような状況にはないと思いますので、みなさん内容を十分検討していただいて、あと、また次回もありますのでそこでやりたいと思いますが、事務局から何かご意見はありますか。

【事務局】

本日、集まっていますので、その他の委員からも、ご意見をお伺いできればと思っております。

【会長】

そうですね。まだ、ご意見を伺っていない委員もいらっしゃるの、一言ずつでもお願いします。

【委員】

私も特別職の市長、副市長の方に関しては、新聞で見たときに甲斐市長は安いと驚いたのを覚えています。先ほど他の委員が言ったように、市長・副市長・教育長は見直していいかなと思いますが、議員については、今日資料をいただいて、こういう状況なのかと思いま

した。そして、この議論をしてどういう結果になるかわからないですけど、それを市民の方に発表するというとき、先ほどから意見が出ているように、こういう状況の中でコロナの中で、先ほど他の委員も言っているようになかなか難しい状況ですが、その中でこうしなきゃいけないというのを見極めていかななくてはいけないと感じています。

【委員】

仕事柄、数字をはじめ判断する傾向にあるので、山梨県の人口1人に対してどのくらいの支給がされているのか。平均値で判断すると甲斐市は全てに対して低いです。特に市長がものすごく低いことに驚いています。

ただ、最初の委員さんの意見を聞くと議員の報酬も低いけれども簡単に上げるという結論は出せないなと非常に感じました。とても心に響くものがありましたので、しばらく検討して煮詰めてから決めざるを得ないのではないかと思います。

【会長】

それでは、順番をお願いします。

【委員】

意見をいろいろお聞きしましたがけれども、現状として考えづらいというのがあります。

ただ、お付き合いのある議員と話をすると、議員報酬が少ないためにアルバイトをしたり、自ら仕事をしている人もいらっしゃいます。ですから、私自身もそうですけれど、全体的に見たときに、現時点では上げられないにしても、どういう方向でどういうときになったら上げることができるのかというアフターコロナ、例えば景気が良ければ上げるのか、今の状態のままか、その辺は今の流れの中で見ていくしかないと思います。この会議をやった後、最終的に答申するんですけども、こういう状況下になればある程度、議員報酬なり、市長の給料を上げるべきではないかという附帯決議を話し合いの中に入れて方がいいのではないかと思います。一方的にだめだという言い方を私はしたくありません。

【委員】

私は他の市区町村のこともあって、甲斐市は2番目の市なので、バランスも考えて、市長、副市長、教育長、議員ともにこういう時期ですが上げてもいいんじゃないかと考えています。成り手不足もありますし、現状は現状として、給料は給料として割り切ってやっていく方向でいきたいと思います。もし、自分が市議会議員になるとしたら、他の市とのバランスもあるので、市長、副市長、教育長、これは上げなければいけないし、議員も2番目に大きい市なのでそれに見合ったものにしていくべきではないかなと考えております。

【委員】

特別職の給料について、甲斐市の財政力指数をみると甲斐市は真ん中くらいになってくるので、市長、副市長、教育長に関しては上げる余地、高くてもいいんじゃないかなとは思いますがけれども、他の委員がおっしゃっているように、今の社会情勢の中で上げるありきという結論ではなく、何て言うんでしょうか。全員が納得してもらえるような上げ方を探っていくべきかと思っています。

【会長】

ありがとうございました。みなさんからいろいろ意見を出していただいたのですが、人口は2番目だけれども面積は必ずしもそうではない、では、財政規模、財政状況はどうかかというところで最終的に判断すべきかと思いますが、上げるか上げないかはともかくとして、

ここで例えば今は上げないけれど、1年とか2年後にこのくらいは上げてもいいんじゃないかという答申もできるかと思います。最終的に市長に答申しても市長から議会に諮って議会が承認しないと成立しないと思いますが、そうですね。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

ですから、この審議会としては、こうあるべきだこうあることが望ましい、そういう結論でもいいのではないかと思います。今の時期は上げるべきではないけれど、将来は上げてもいいんじゃないか、といろんなご意見を承りましたけれども、まだ、資料を十分読み込んでない方もいらっしゃると思います。この会を長くやる必要もないと思います。次回、案を出したいと思いますので、次回までこの資料を読み込んでいただいて意見を言っていたきたいと思います。

それでは、議論の時間も1時間を経過しましたので、この辺で会議を終わりたいと思います。次回以降については、先ほど事務局からの審議会の基本的な流れについて説明がありましたとおり、

- ・この審議会において審議を行い、改定もしくは据置きの方針を決定する。
- ・改定する場合は、その額及び改定時期等を意見集約し答申（案）を作成する。
- ・改定しない場合も、意見集約し、その内容に基づき答申（案）を作成する。そして、審議結果に基づき市長へ答申する。

となっておりますので、次回は今日の審議を踏まえて、当審議会としての方向性を議論し、皆さんの意見を集約して答申（案）をまとめていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議題3「その他」

- ・事務局から第2回審議会以降のスケジュールについての確認。

【会長】

審議会の日程等を含め、皆さんから何か意見などございますか。

【委員】

このコロナ禍で、一般職の報酬の関係で今日見せていただきました。甲斐市の職員の負担が高く、給料が低いという現実があります。このことは私たちが審議することではないかもしれませんが、市の職員がいかに苦勞なさっているかを汲んでいただいて、再度、特別職について考え直せばいいのではないかと思います。

【委員】

意見ではありませんが、資料に「減額条例等により減額されている場合は」とありますが、本市においては適用されている状況になっているのでしょうか。

【事務局】

今、現在はしておりません。昨年度の6月から10月の5か月分、市長・副市長・教育長の給料月額を10%減額、議員については一人2万円の減額を実施してまいりました。現在においては実施しておりません。

【委員】

その理由はコロナですか。

【事務局】

はい。コロナによる経済情勢等を鑑みての減額です。

【委員】

その関連ではないけど、欠席がちの議員がいます。そういう場合に減額になることはないのでしょうか。

【事務局】

それは、ございません。

【委員】

議会を休んでいても、報酬は出るということですね。

【会長】

町村とかの場合は、日当で会議に出席した場合に出るということがありますね。甲斐市の議員にはそれはないのですね。

【事務局】

月額報酬という形をとっております。日当という名目の支給はございません。

【会長】

他にご意見はないでしょうか。ないようですので、議事を閉じさせていただきます。